

**那須塩原市公共施設包括管理業務委託の実施に向けた
サウンディング型市場調査実施要領**

1 サウンディング調査の目的

本市では、市有施設の維持管理水準の向上や業務の効率化を図ることにより、施設利用者の安心・安全、持続可能な公共施設の管理運営につなげることを目的として、複数施設の保守点検業務、修繕業務等を包括的に業務委託する「包括管理業務委託」の実施に向けた検討を行っています。

本調査は、包括管理業務委託を実施する上で対象とする施設や業務範囲等について民間事業者の皆様から広く御意見をいただき、今後のプロポーザルで効果的な提案をいただくための公募条件を整理するために行うものです。

2 サウンディング調査対象業務の概要

(1) 対象施設【別紙1】

学校、公民館、保育園、放課後児童クラブ等 計92施設

(2) 対象業務【別紙2】

① 保守点検、清掃業務等

※長期継続契約中の業務は、現契約が満了するまで対象外とします。

② 修繕業務（1件当たり130万円以下を予定）

③ その他維持管理業務（巡回点検等）

④ 提案による付加サービス

(3) 参考事業費【別紙3】

保守点検、清掃業務等 約118百万円／年

修繕業務 約75百万円／年

(4) 業務委託期間（予定）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(5) 実施する場合の想定スケジュール

内 容	日 程
事業者公募・選定（公募型プロポーザル）	令和6年 7月～10月
優先交渉権者の決定	令和6年10月頃
業務開始に向けた準備・調整	令和6年10月～令和7年3月
業務開始	令和7年 4月

3 サウンディング調査の概要

(1) 調査スケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	令和6年1月22日(月)
サウンディング参加申込期限	令和6年2月9日(金)午後5時
事前調査シートの提出期限	対話実施の2日前まで
対話の実施	令和6年2月15日(木)～2月21日(水)
調査結果の公表	令和6年3月中旬(予定)

(2) 参加対象者

本事業に関心のある法人又は法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限される者
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続中の者
- ・ 那須塩原市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第4号又は同条第5号の規定に該当する者
- ・ 国税又は地方税を滞納している者

(3) 対話のテーマ

- ア 包括管理業務委託の導入効果及び課題について
- イ 対象施設、対象業務の条件(追加・除外すべき業務等)について
- ウ 業務の実施体制について
- エ 望ましい公募条件について
- オ 実施スケジュールについて
- カ 施設の管理水準を向上させるための取組について
- キ 軽微な修繕の内製化について
- ク 市内事業者の受注機会の確保について
- ケ マネジメント経費を含んだ概算事業費について
- コ 付加価値として提案可能な業務について
- サ 公募型プロポーザル方式による提案募集時において、本市に提示してほしい資料や情報について

4 サウンディングの参加申込み方法と流れ

(1) 参加申込み

令和6年2月9日（金）午後5時までに、「エントリーシート（様式1）」に必要事項を記入し、「6 問合せ・提出先」にメールにて提出してください。

なお、対話当日の参加者は、1団体につき（グループでの参加の場合は1グループにつき）4名までとさせていただきます。

(2) 対話日時の決定

対話日時は、令和6年2月15日（木）から2月21日（水）までの各平日午前10時から午後4時までの間で決定し、個別にメールにて連絡します。

（1事業者当たり1～2時間程度）

(3) 対話の実施場所

那須塩原市役所西那須野庁舎（那須塩原市あたご町2-3）の会議室を予定

(4) 対話の実施

- ・ 対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
- ・ 円滑な実施のため、対話実施日の2日前（土日・祝日を除く。）までに、「事前調査シート（様式2）」をメールにて提出してください。
- ・ 対話の実施に当たって提案資料等がある場合は、できるだけ事前にメール等で提出してください。

※当日持参する場合は5部用意してください。

(5) サウンディング結果概要の公表

サウンディングの調査結果については、事業者名及び非公表とすべき事業者のノウハウに係る部分を除き、市ホームページで概要を公表します。

公表前に、参加事業者に内容の確認を依頼しますので、御協力をお願いします。

5 留意事項

(1) 具体的な内容の決定

本調査で本市が示す公共施設包括管理業務委託の対象業務の範囲、事業費等の内容は、調査時点で想定するものであり、実施の可否や最終的な内容については、サウンディングの結果等を踏まえ、市内部で検討して決定します。

(2) 参加実績の取扱い

本調査への参加の有無や意見の内容等は、事業者公募に係る評価の対象とはなりません。

(3) 費用負担

本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 提出書類等の取扱い

提出された書類は返却しません。また、調査結果の概要の公表及び今後の事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類を使用することはありません。

本市が提供した資料は、本調査の参加に係る検討以外の目的での使用を禁止します。

(5) 追加調査への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書による照会を含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、御協力をお願いします。

6 問合せ・提出先

那須塩原市 教育部 教育総務課（担当：遠藤、菱沼）

住 所：〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3（西那須野庁舎3階）

TEL：0287-37-5275

FAX：0287-37-5479

E-mail：kyouikusoumu@city.nasushiobara.tochigi.jp